

原議保存期間	3年(令和8年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	3年(令和8年12月31日まで保存)

地 甲 達 第 9 3 号
令 和 5 年 1 2 月 1 3 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

移動交番車の基本的な運用の方針について（通達）

- 対号1 令和2年3月16日付け地甲達第28号「移動交番車の基本的な運用の方針について（通達）」
- 対号2 令和2年3月16日付け地乙達第29号「移動交番車の活動要領について（通達）」
- 対号3 令和2年3月16日付け地乙達第30号、会乙達第7号「移動交番車の運用に伴う遺失物の取扱いについて（通達）」

移動交番車については、対号1、2、3により運用しているものであるが、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号1、2、3については、本通達の施行をもって廃止する。

記

1 体制

(1) 運用管理者

生活安全部地域課長を移動交番車の運用管理者とする。運用管理者は、移動交番車の運用・管理全般の責任を負うものとする。

(2) 運用責任者

生活安全部地域課課長補佐を移動交番車の運用責任者とする。運用責任者は、運用管理者の指揮の下、移動交番車を適切に管理するとともに効果的な運用を図るものとする。

2 任務

団地その他人口増加の著しい地域等において、当該地域の地域警察活動を補うことを任務とする。

3 活動区域

原則、金沢中警察署、金沢東警察署、金沢西警察署、白山警察署及び津幡警察署管内とする。ただし、派遣要請を受けて運用する場合はこの限りではない。

4 活動内容

(1) 移動交番の開設

地域警察活動を補う必要があると認められる地域等において移動交番を開設し、そこを拠点として通常基本勤務を行うものとする。

(2) 4(1)のほかに以下の活動を行うことができるものとする。

ア 石川県警察の緊急配備に関する訓令(昭和52年石川県警察本部訓令第16号)

第2条、同第32条に定める緊急配備、集中運用を要する事件の初動活動

イ 各種事件・事故の予防、検挙及び交通指導取締り

ウ 祭礼・花火大会等の雑踏警備における現地指揮所としての活動

エ その他運用管理者が必要と認めた活動

5 活動要領

(1) 通常基本勤務の方法

移動交番車に勤務する警察官は、警ら及び在所の勤務方法による通常基本勤務を行うものとする。

ア 警ら

警らは、派遣された所管区において、開設した移動交番車を拠点として徒歩等により巡行するものとする。ただし、移動交番車を使用しての警らを妨げない。

イ 在所

在所は、開設した移動交番車内又はその周囲において、警戒を行うとともに次に掲げる活動を行うものとする。

(ア) 警察安全相談の受理及び警察広報

(イ) 急訴事案及び諸願届の受理

(ウ) 事件・事故の未然防止を目的とした防犯等の講習

(エ) 地理案内

(オ) その他運用管理者が必要と認めた活動

(2) 活動報告

移動交番車の勤務員は、勤務日の活動結果を運用管理者に報告するものとする。

6 運用方法

(1) 事前計画による運用

運用管理者は、関係する警察署長と協議の上、事前に移動交番の開設計画を策定し、それに基づき移動交番車を派遣して運用するものとする。

なお、毎月25日までに翌月分の開設計画を、「移動交番開設月間予定表」（別記様式第1号）により関係する警察署長へ示すものとする。

(2) 派遣要請による運用

ア 所属長は、6(1)で示す移動交番車の運用以外において、移動交番車の派遣を求めるときは、「移動交番車派遣要請書」（別記様式第2号）により運用管理者に要請するものとする。

イ 所属長は、急を要する場合は、口頭にて派遣要請を行うこととし、その後、速やかに運用管理者に対して「移動交番車派遣要請書」を送付するものとする。

ウ 移動交番車の派遣を受けた所属長は、その期間中、当該車両の運用及び管理について直接責任を負うものとする。

(3) 派遣先における指揮

移動交番車は、原則、活動区域を管轄する警察署長の指揮を受けて活動するものとする。ただし、派遣要請による活動の場合は、活動区域を管轄する警察署長又は派遣要請所属長の指揮を受けるものとする。

7 留意事項

運用管理者は、運用責任者を指揮し、移動交番車に勤務する個々の勤務員の活動実態を的確に把握するとともに、能力及び個性に応じて具体的かつ実践的な指導を行い、必要な知識技能を習得させるように努めるものとする。

(別記様式省略)